

石川県公報

平成29年4月28日
第12998号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

| 告 示 | | 選挙管理委員会 | |
|--------------------------------|---|------------------------------------|----|
| ○歳入の徴収事務の委託（文化振興課） | 1 | ○農用地利用配分計画の認可公告（農業政策課） | 11 |
| ○救急診療所の認定（地域医療推進室） | 1 | ○土地改良区の役員退任公告（農業基盤課） | 13 |
| ○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定（少子化対策監室） | 1 | ○土地改良区の役員就任公告（同） | 13 |
| ○歳入の徴収事務の委託（自然環境課） | 2 | ○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体の公表 | 13 |
| ○土地収用法に基づく事業の認定（監理課） | 2 | ○政治団体の届出の公表 | 14 |
| 公 告 | | ○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 | 14 |
| ○政府調達に関する協定に係る入札公告（管財課） | 4 | ○政治団体の解散の届出の公表 | 15 |
| ○入札公告（危機対策課） | 6 | ○資金管理団体がなくなった旨の届出の公表 | 16 |
| ○業務委託に係る企画提案書の募集公告（医療対策課） | 7 | | |
| ○政府調達に関する協定に係る入札公告（地域医療推進室） | 9 | | |

告 示

石川県告示第231号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 委 託 事 項 | 委 託 先 | | 委 託 期 間 |
|--|--------------|---------------|-------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 兼六園・文化施設共通利用券（兼六園、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓・橋爪門二の門、石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。）に係る使用料の徴収事務 | 金沢市広坂2丁目2番5号 | 公益財団法人石川近代文学館 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで |

石川県告示第232号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 年 月 日 | 認 定 の 有 効 期 限 |
|------------|------------|------------|---------------|
| 高田整形外科内科医院 | 金沢市下新町6-36 | 平成29年4月15日 | 平成32年4月14日 |

石川県告示第233号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成

29年4月28日次のとおり指定した。

平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 指定番号 | 住 所 | 保健師、助産師 又は看護師の別 | 氏 名 |
|--------|--------------------------------|--------------------|---------|
| 第1191号 | 金沢市高島1丁目205番地 センチュリー・ミュージゼ301号 | 助産師 | 富 田 真 由 |
| 第1192号 | 加賀市大聖寺北片原町12番地 | 看護師 | 前 嶋 友里絵 |
| 第1193号 | 金沢市梅田町口79番地5 | 看護師 | 村 田 悠 華 |
| 第1194号 | 金沢市若出町チ39番地44 | 看護師 | 河 口 菜 穂 |

石川県告示第234号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 委 託 事 項 | 委 託 先 | | 委 託 期 間 |
|---|----------------|---------------|---------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 石川県自然公園施設のうち室堂くろゆり荘、室堂ごぞくら荘、室堂御前荘及び室堂白山荘に係る使用料の徴収事務 | 白山市三宮町ニ105番地の1 | 一般財団法人 白山観光協会 | 平成29年5月1日から 同年11月30日まで |

石川県告示第235号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起業者の名称

能登町

2 事業の種類

能登町新庁舎建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

鳳珠郡能登町字宇出津ト字、ヲ字、夕字地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、鳳珠郡能登町字宇出津ト字、ヲ字、夕字地内を起業地とする「能登町新庁舎建設事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、起業者の能都庁舎、柳田庁舎、内浦庁舎を統合する新庁舎を建設する事業であり、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である能登町は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであ

り、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

起業者は、地方分権の推進に対応するため、平成17年3月1日に、旧能都町、旧柳田村、旧内浦町が合併し、組織体制については分庁舎方式とし、3つの旧町村の庁舎をそのまま分庁舎として行政運営を行っている。

各庁舎は、大地震発生後の災害対応など復旧の拠点となるべき施設であるが、建築から40年を経過しており、いずれの庁舎も老朽化が著しいことに加えて現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）の耐震基準を満たしておらず、庁舎が倒壊した場合は、災害対策本部を設置できず、災害復旧活動に著しく支障をきたすことが懸念される。

さらには、能都庁舎は津波浸水想定区域内に位置しており、津波による浸水被害も想定されている。

行政運営面においては、3つの庁舎に各部署が分散されていることから、利用者の用件が複数の部署に関係する場合は、庁舎間を行き来する必要があるが移動手段は自動車によるしかなく、それぞれの庁舎間は山越えの移動で片道20から30分を費やす隔たりがある。

また、業務においても職員は他部署との協議のために庁舎間の移動を要し、業務効率の低下を招いている。

現庁舎の延床面積について、最大の能都庁舎が4,036㎡であるが、本来業務上必要となる面積6,238㎡（国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく積算）を満たさず、いずれの庁舎も面積的に全ての部署を収めることができない状況である。

本件事業の完成により、新庁舎は津波浸水想定区域及び土砂災害特別警戒区域外に位置し、現行の建築基準法の規定による耐震基準を満足することから、大規模な災害が発生した場合は、能都町地域防災計画に基づく災害対策本部の設置、災害対応、復旧活動の拠点として十分な役割を果たすことが認められる。

また、新庁舎は全ての所掌事務の執行に必要となるスペースを確保し、行政機能を統合することから、来庁者や職員に移動を強いることの不便を解消し、効率的な行政事務の執行に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及びふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業に該当しない。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、保護のための特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

- (ア) 現能都庁舎が立地する宇出津地内であること。
- (イ) 津波浸水想定区域及び土砂災害特別区域外であること。
- (ウ) 事業の施行に必要な面積が確保できること。
- (エ) 技術的に施工が比較的容易であり、経済性を有すること。

以上の条件により候補地として5箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性、経済性等により比較検討されているが、本件事業の起業地申請案が最も適切と認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、老朽化が著しい現庁舎は災害対応など復旧の拠点として機能せず、災害復旧活動に著しく支障をきたす恐れがある。全国的に自然災害が多数発生している現況を鑑み、災害発生時の対策本部と

なる新庁舎の建設は本件地域の住民にとって重要なものである。

また、来庁者や職員が庁舎間を移動する不便の解消を図る必要性があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

能登町総務課庁舎建設室

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

パーソナルコンピュータ 791台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年8月31日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成29年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成29年石川県告示第184号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成29年5月29日(月)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成29年6月12日(月)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成29年6月12日(月)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Personal Computer 791 Units

- (2) Delivery date

By 31 August 2017

- (3) Delivery place

To be specified later

- (4) Time limit of tender

11:00 a.m. 12 June 2017

- (5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

石川県自主防災組織リーダー育成事業委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成30年3月31日まで

(4) 研修実施数、実施日及び会場

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

受講者1人当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(4) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 特定非営利活動法人日本防災士機構から研修機関として認証を受けており、かつ、同機構の平成29年度防災士養成事業実施ガイドラインにおいて、地方公共団体の委託対象機関として指定されていること。

(6) 地方公共団体と、過去5年以内(平成24年4月1日から平成29年3月31日)に当該業務と同種の業務を履行した実績があることを証明できること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、平成29年5月22日(月)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室危機対策課防災グループ 電話番号 076-225-1482

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成29年5月29日(月)正午(郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成29年5月29日(月)午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の審査

この公告による入札に参加を希望する者は、2(6)に係る事項を証明する書類を平成29年5月22日(月)までに石川県危機管理監室危機対策課防災グループに提出すること。

- (5) 契約書の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

業務委託に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書の募集を実施する。

平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託事業の概要

- (1) 名称

石川県立中央病院診療材料等SPD業務委託

- (2) 委託事業の内容

石川県立中央病院診療材料等SPD業務公募型プロポーザル募集要項(以下、「募集要項」という。)及び石川県立中央病院診療材料等SPD業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)による。

- (3) 履行期間

平成29年7月1日から平成31年3月31日まで

ア 導入準備期間:平成29年7月1日から同年12月31日

イ 運用期間:平成30年1月1日から平成31年3月31日

- (4) 履行場所

石川県立中央病院 金沢市鞍月東2丁目1番地 地内

2 プロポーザルに参加する者に必要な要件に関する事項

次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成29年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (4) 参加申込書の提出期限の翌日からプロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日までの期間に石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)である者

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 国税及び地方税について滞納がないこと。

(7) 国内における病床が400床以上の病院の診療材料等の調達及び管理運用業務を受託しかつ、履行した実績を有する者であること。

(8) 診療材料等を当院から自動車で30分以内にある院外倉庫から供給できること。現在、当該院外倉庫を有しない場合は、確保することが確実であること。

3 プロポーザルの手続きに関する事項

(1) 募集要項、仕様書及び参考資料の配布

ア 配布する期間

平成29年4月28日(金)から同年5月15日(月)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 配布する方法

以下の石川県立中央病院ホームページよりダウンロードするか、または以下の場所において希望者に配布する。

<http://www.pref.ishikawa.jp/ipch/index.html>

金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

(2) 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質問のある者は、募集要項に定める質問書により提出すること。

ア 受付期間及び方法

平成29年4月28日(金)から同年5月15日(月)午後5時までに石川県立中央病院管理局用度課用度係に電子メール(soumuka@ipch.jp)により提出又は持参すること(持参の場合は県の休日を除く。)

イ 回答方法

以下の石川県立中央病院ホームページに随時掲載する。

<http://www.pref.ishikawa.jp/ipch/index.html>

(3) 現地説明会

プロポーザルに参加を希望する者は、平成29年5月9日(火)の午後3時30分から当院で行う現地説明会に参加すること(変更する場合には別途通知。)。なお、出席は1社あたり3名以内とする。

4 参加の申込みに関する事項

(1) プロポーザルに参加を希望する者は、募集要項に定める参加申込書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

平成29年5月15日(月)午後5時

(3) 提出方法

持参または郵送(書留郵便とし、提出期限内に必着とする。)により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

5 提案書の提出に関する事項

(1) 提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、募集要項に定める提案書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出するこ

と。

(2) 提出期限

平成29年6月6日（火）

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便とし、提出期限内に必着とする。）により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

6 プロポーザルの採否に関する事項

プロポーザルの採否については、石川県立中央病院診療材料等SPD業務プロポーザル審査委員会において、提出された参加申込書、提案書及びプレゼンテーション（質疑応答含む）の内容について審査し、最も優れた提案をした者を契約予定者として選定する。

7 契約手続に関する事項

契約にあたっては、選定された契約予定者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議した上で、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

8 その他

(1) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 詳細は、募集要項による。

9 問い合わせ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

電話番号：076-238-7859

電子メール：soumuka@ipch.jp

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 入札に付する事項

(1) 件名

石川県ドクターヘリ運航業務委託

(2) 委託業務名及び数量

石川県ドクターヘリ運航業務一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書等による。

(4) 委託期間

契約日から平成34年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

基地病院：金沢市鞍月東2丁目1番地 石川県立中央病院

運航圏域：原則として石川県全域（ただし、他県の医療機関及び消防機関等からの要請に対しては協議のもとで対応）

2 競争入札参加者資格

平成29年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成29年石川県告示第184号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者で、次の全ての要件を満たすこと。

ただし、共同事業体で参加する場合は、当該共同事業体の全ての構成員が次の(1)から(3)までの要件を満たし、かつ、当該共同事業体の構成員のうち1者以上の者が(4)から(9)の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 入札参加資格要件確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、石川県知事の入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 過去3年間に、ドクターヘリの運航事業において運航の責めに帰すべき理由により搭乗者等が死亡に至る重大な事故を発生させていないこと。
 - (4) 本業務の受託に係る航空法(昭和27年法律第231号)第100条第1項の許可を有していること。
 - (5) 航空運送事業の10年以上の実績を有すること。
 - (6) 本業務の実施に必要な専任の人員及び機体の確保ができる者で、本業務の実施に必要な有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者と同数以上の有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者を雇用していること。
 - (7) 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められる場合に、速やかに代替機体を配備するなどの適切な措置を講じて、運航を継続することが可能であること。
 - (8) 過去5年間に、ドクターヘリ運航業務の契約の実績があること。
 - (9) これまでに全国消防機関、都道府県又は総務省が実施する消防防災ヘリコプターについて、運航の実績があること。
- 3 入札参加資格要件確認申請書及び入札書の提出先、契約条項を示す場所並びに問合せ先
石川県健康福祉部地域医療推進室
〒920-8580
金沢市鞍月1丁目1番地
電話番号 076-225-1449
- 4 入札説明書の交付方法
3に掲げる場所で交付するほか、石川県健康福祉部地域医療推進室のホームページに掲載し、ダウンロードする方法により交付する。
- 5 入札参加資格要件確認申請書の提出期限及び方法
入札に参加しようとする者は、次により、入札参加資格要件確認申請書を提出しなければならない。
- (1) 提出期限
平成29年5月17日(水)午後5時15分
 - (2) 提出方法
持参又は郵送による。
 - (3) 提出書類
入札説明書において定める。
 - (4) 提出部数
1部
- 6 入札期間等
- (1) 入札書の受領期限
平成29年6月8日(木)午後2時
 - (2) 提出方法
持参又は郵送による(郵送の場合は、必ず配達証明付き郵便(6月7日(水)午後5時15分必着)によること)。
 - (3) 開札の日時及び場所
平成29年6月8日(木)午後2時 石川県庁8階0811会議室
- 7 落札者の決定方法
- (1) 落札者の決定基準
地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第120条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が石川県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書等による。
 - (2) 評価基準

- ア ドクターヘリの仕様等
- イ ドクターヘリの運航体制
- ウ ドクターヘリその他航空事業の実績
- エ その他

8 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
5により入札参加資格要件の確認を受けた者で、入札に参加しようとする場合は、入札説明書等に基づき、提案内容を記載した資料を次の期限までに提出しなければならない。
提出期限：平成29年5月31日(水)午後5時15分
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) その他
詳細は、入札説明書等による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered
Helicopter Emergency Medical Service Operation (Out sourcing) 1set
- (2) Time limit of tender
2:00 P.M.8 June 2017
- (3) Contact point for the notice
Regional Medical Services Promotion Office Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1449 (Japanese only)

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|---------------|---------------|-------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 平野 徹 | 加賀市中島町ホの142番地 | 加賀市中島町1の47番ほか1筆 |
| 西田 博 | 加賀市中島町ニの81番地 | 加賀市中島町1の79番ほか2筆 |
| 有限会社 グリーン松任 | 白山市村井町1776番地 | 白山市水澄町64番ほか3筆 |
| 農事組合法人 手取営農組合 | 白山市手取町ス137番地 | 白山市手取町2番 |
| 有限会社 ひらしま | 白山市上安田町1491番地 | 白山市上安田町708番1ほか73筆 |
| 有限会社 アグリにこだ | 白山市行町イ153番地 | 白山市行町26番1ほか5筆 |
| 寺田 賢二 | 白山市平松町68番地 | 白山市平松町320番ほか5筆 |
| 有限会社 黒澤農場 | 白山市黒瀬町23番地 | 白山市宮保町2484番ほか14筆 |
| 西濱祐太 | 金沢市材木町19番地44 | 白山市長島町1227番1ほか2筆 |
| 有限会社 吉村農産 | 白山市安吉町35番地 | 白山市安吉町1351番ほか4筆 |

| | | |
|-----------------|--------------------|-------------------------|
| 農事組合法人 西濱農園 | 白山市八田町1160番地 | 白山市八田町1701番ほか14筆 |
| 株式会社 グリーンサポート出村 | 白山市上吉谷町南41番地 | 白山市上吉谷町北102番 |
| 農事組合法人 ファーム東蚊爪 | 金沢市東蚊爪町チ174番地 2 | 金沢市東蚊爪町216番ほか80筆 |
| 農事組合法人 湖南ファーム | 金沢市八田町東40番地 | 金沢市大場町西1316番ほか 8 筆 |
| 農事組合法人 大浦豊栄農園 | 金沢市大浦町ホ53番地 | 金沢市大浦町ヨ38番 1 ほか21筆 |
| 農事組合法人 北寺吊橋 | 金沢市北寺町口55番地 | 金沢市大浦町ニ46番 1 ほか46筆 |
| 五坊 正利 | 金沢市木越町ツ 8 番地 | 金沢市木越町ホ96番 1 ほか68筆 |
| 小西 修 | 金沢市二日市町ヌ135番地 | 金沢市才田町市42番ほか 4 筆 |
| 小林 正治 | 金沢市八田町東324番地 | 金沢市才田町中 2 番 |
| 上野 一也 | 金沢市大浦町へ68番地 | 金沢市大浦町口24番 1 |
| 北川 浩一 | 金沢市大場町東92番地 | 金沢市大場町西1418番ほか 3 筆 |
| 松本 秋一 | 河北郡津幡町字南中条 7 番地11 | 金沢市利屋町に34番ほか 7 筆 |
| 農事組合法人 ファームくらみ | 河北郡津幡町字倉見タ352番地 | 河北郡津幡町字倉見ツ13番 1 ほか270筆 |
| 農事組合法人 かさの郷 | 河北郡津幡町字七黒ホ 8 番地乙 | 河北郡津幡町字鳥越い13番ほか27筆 |
| 田口 洋 | 羽咋郡志賀町甘田リ34甲番地 1 | 羽咋市柴垣町1742番 |
| 長谷川 光則 | 羽咋市滝谷町口52番地 | 羽咋市柴垣町1508番 1 |
| 中谷 謙三 | 羽咋市志々見町い33番地 | 羽咋市千代町263番 |
| 松本 仁孝 | 羽咋市千里浜町タ11-16番地 | 羽咋市千代町い57番ほか 4 筆 |
| 有限会社 ながせ | 羽咋市千路町に 2 番地 | 羽咋市西潟町144番ほか 5 筆 |
| 島田 久雄 | 羽咋郡志賀町大島イ31番地 | 羽咋郡志賀町福野耕85番ほか 2 筆 |
| 管部 朗 | 羽咋郡志賀町矢駄メ41番地 1 | 羽咋郡志賀町矢駄93番 |
| 農事組合法人 志加の郷だいち | 羽咋郡志賀町町29番地44 | 羽咋郡志賀町安部屋32番ほか 6 筆 |
| 若平 紘一 | 羽咋郡志賀町高浜町ニ35番地 | 羽咋郡志賀町福野耕382番ほか 1 筆 |
| 大家 一幸 | 羽咋郡志賀町小室 1 番地38 | 羽咋郡志賀町堀松ト42番 1 ほか17筆 |
| 中村 悟 | 羽咋郡宝達志水町敷波22番地 | 羽咋郡宝達志水町萩島い24番ほか 2 筆 |
| 長田 英伸 | 羽咋郡宝達志水町子浦と56番地 1 | 羽咋郡宝達志水町子浦26番 2 ほか 5 筆 |
| 農事組合法人 はんにゃの | 七尾市盤若野町へ24番地 | 七尾市池崎町南10番ほか 9 筆 |
| 農事組合法人 グリーン能登 | 七尾市舟尾町ら 8 番地 | 七尾市川尻町壺 3 番 |
| 農事組合法人 温井営農組合 | 七尾市温井町チ106番地 | 七尾市伊久留町下東20番 |
| 農事組合法人 沢水の里瀬戸 | 鹿島郡中能登町瀬戸ソ77番地 | 鹿島郡中能登町瀬戸ろ27番ほか215筆 |
| 八十田 敏彦 | 鹿島郡中能登町金丸ケ56番地 | 鹿島郡中能登町金丸749番 |
| 濱田 勉 | 鹿島郡中能登町金丸1066番地 | 鹿島郡中能登町金丸東189番ほか 2 筆 |
| 農事組合法人 能登花見月 | 鹿島郡中能登町花見月丁31番地 | 鹿島郡中能登町上後山い25番ほか 6 筆 |
| 田中 憲治 | 鹿島郡中能登町水白ル62番地 | 鹿島郡中能登町水白壺六29番ほか 4 筆 |
| 農事組合法人 玉川農産 | 鹿島郡中能登町徳前11部121番地 | 鹿島郡中能登町徳前む75番 1 ほか15筆 |
| 谷元 義明 | 輪島市町野町大川ヌ部24番地 | 輪島市町野町伏戸 3 字13番ほか10筆 |
| 栗蔵水稻 株式会社 | 輪島市町野町栗蔵白山田32 | 輪島市町野町金蔵13番ほか 2 筆 |
| 株式会社 ハイディワイナリー | 輪島市門前町千代31-21-1 | 輪島市門前町鶴山口54番 |
| 山崎 強 | 輪島市門前町二又川 3 -101 | 輪島市門前町俊兼54番ほか 6 筆 |
| 農事組合法人 日向浦ファーム | 輪島市門前町黒岩ハの39番地 | 輪島市門前町馬場う24番ほか 4 筆 |
| 瀬戸 礼子 | 鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦ハの 3 番地 | 鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦い20番ほか 4 筆 |
| 竹森 弘 | 鳳珠郡穴水町字七海チの100番地 | 鳳珠郡穴水町字七海い36番ほか 4 筆 |
| 川端 克己 | 鳳珠郡穴水町字此木16の85番地 1 | 鳳珠郡穴水町字七海い59番ほか 8 筆 |
| 農事組合法人 SKYファーム | 鳳珠郡能登町字神和住ヌ部36番地 | 鳳珠郡能登町字小間生梅部19番 1 ほか13筆 |
| 的場 清一 | 鳳珠郡能登町字鶴町26字28番地 | 鳳珠郡能登町字鶴町新21番ほか 7 筆 |

| | | |
|--------------|-------------------|----------------------|
| 大町 実 | 鳳珠郡能登町字鶴町21字157番地 | 鳳珠郡能登町字鶴町棚字17番ほか2筆 |
| 出村 進 | 鳳珠郡能登町字笹川エ部154番地 | 鳳珠郡能登町字石井3字6番 |
| 農事組合法人 岩井戸農産 | 鳳珠郡能登町字黒川38号37番地 | 鳳珠郡能登町字天坂い部23番ほか119筆 |
| 山田 照夫 | 珠洲市正院町飯塚6-25 | 珠洲市正院町小路87番 |

2 認可年月日

平成29年4月28日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

能美市土地改良区

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-----|-----------|--------------|------------|
| 理 事 | 酒 井 悌 次 郎 | 能美市寺井町△47番地2 | 平成29年2月26日 |

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成29年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

能美市土地改良区

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 | 就任年月日 |
|-----|---------|--------------|------------|
| 理 事 | 井 出 敏 朗 | 能美市寺井町△21番甲地 | 平成29年3月23日 |

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第24号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成29年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月28日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-------------|--------|----------|-----------------|
| 浅尾仁後援会 | 浅尾 仁 | 浅尾 仁 | 加賀市大聖寺山田町14 |
| 浅野俊二を励ます会 | 盛田 正 | 寺島 勲 | 羽咋市川原町テ103番地 |
| 荒田正信赤井町後援会 | 北野 則行 | 荒田 益 | 能美市赤井町へ3-11 |
| 大棚木久田良平後援会 | 久田 良平 | 久田 万寿夫 | 鳳珠郡能登町字宇出津山分1-6 |
| 表靖二小松市連合後援会 | 橋 謙治 | 表 智加子 | 小松市松生町124-5 |
| 加賀刷新の会 | 豊田 晃快 | 豊田 公江 | 加賀市大聖寺南町ト36-1 |
| 川正後援会 | 川口 正己 | 川口 里香 | 河北郡内灘町緑台1-62 |
| 小山栄後援会 | 柿本 兵三郎 | 杉木 一義 | 輪島市三井町中永長39番の2地 |
| 仁義会 | 浅尾 仁 | 浅尾 仁 | 加賀市熊坂町ニ7-7 |
| 豊田義輝後援会 | 豊田 晃快 | 豊田 公江 | 加賀市大聖寺南町ト36-1 |

| | | | |
|-----------------|---------|---------|----------------|
| 白 英 会 | 村 谷 外 博 | 成 木 栄 一 | 白山市新成1丁目333番地 |
| 水 口 ひ ろ 子 後 援 会 | 境 祥 子 | 林 栄 吉 | 河北郡内灘町向陽台2-217 |

石川県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成29年4月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|--------------|--------|----------|----------------|------------|
| 馬場等後援会 | 新谷淳悦 | 東嘉秋 | 鳳珠郡能登町鶴川21字7-6 | 平成29年3月1日 |
| 南出さだこを応援する会 | 南出貞子 | 南出貞子 | 加賀市丸山町2丁目170番地 | 平成29年3月8日 |
| 宝達志水町見守る会 | 木村輝男 | 針田務 | 羽咋郡宝達志水町子浦へ7-1 | 平成29年3月9日 |
| 小松の未来を考えようの会 | 島村敏行 | 中井英樹 | 小松市末広町68 | 平成29年3月15日 |

石川県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-----------------------|--------|------------|-------------|---------------|------------|
| 自由民主党石川県 石油販売業支部 | 本村幸宏 | 代表者 | 本村幸宏 | 山上公介 | 平成28年5月19日 |
| | | 会計責任者 | 越村知史 | 山下勝 | |
| 自由民主党加賀支部 | 向出勉 | 代表者 | 向出勉 | 上出栄雄 | 平成28年8月7日 |
| | | 会計責任者 | 高辻伸行 | 岩村正秀 | |
| 自由民主党石川県 歯科技工士連盟支部 | 杉本雄二 | 代表者 | 杉本雄二 | 荒木由紀夫 | 平成28年7月1日 |
| | | 会計責任者 | 平島倫子 | 杉本雄二 | |
| 自由民主党根上支部 | 山本正人 | 代表者 | 山本正人 | 萩原幸雄 | 平成28年4月16日 |
| 自由民主党石川県 金沢市第三十一支部 | 坂本泰広 | 会計責任者 | 堀建悟 | 古川博章 | 平成29年3月18日 |
| 自由民主党鶴来支部 | 車幸弘 | 主たる事務所の所在地 | 白山市鶴来大国町マ19 | 白山市鶴来水戸町3-124 | 平成29年3月24日 |
| | | 代表者 | 車幸弘 | 前多喜良 | |
| 自由民主党小松市支部 | 浅野清利 | 会計責任者 | 二木攻 | 高野哲郎 | 平成29年3月27日 |
| 自由民主党石川県 漁業団体支部 | 笹原丈光 | 代表者 | 笹原丈光 | 小川栄 | 平成29年3月31日 |
| | | 会計責任者 | 田渕一茂 | 河崎浩 | |

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|--------------------|--------|----------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 石川県社会保険 労務士政治連盟 | 米谷和義 | 会計責任者 | 森田祥子 | 西木悟 | 平成28年4月1日 |
| 高辻伸行後援会 | 三田村 收 | 主たる事務 所の所在地 | 加賀市津波倉町イ 17番地1 | 加賀市津波倉町ハ 50番地1 | 平成28年4月1日 |
| 石川県石油政治連盟 | 本村幸宏 | 代表者 会計責任者 | 本村幸宏 越村知史 | 山上公介 山下勝 | 平成28年5月19日 |
| 石川県歯科技工士 政治連盟 | 杉本雄二 | 代表者 | 杉本雄二 | 荒木由紀夫 | 平成28年7月1日 |
| 日本弁護士政治連盟 石川県支部 | 山崎正美 | 主たる事務 所の所在地 | 金沢市丸の内7番 36号 | 金沢市大手町15番 15号 | 平成28年7月22日 |
| 市民本位の金沢 市政をつくる会 | 中内晃子 | 代表者 | 中内晃子 | 飯森博子 | 平成28年7月30日 |
| 石地宜一笠間地区 後援会 | 松田健二 | 代表者 | 松田健二 | 北本岩男 | 平成28年10月18日 |
| 日本司法書士 政治連盟石川会 | 米川敏夫 | 会計責任者 | 川原一晃 | 松田豊 | 平成29年1月1日 |
| 幸福実現党・ 金沢南後援会 | 平岡平一 | 会計責任者 | 今川奈津美 | 寺口典子 | 平成29年2月10日 |
| たかそ弘後援会 | 高僧健一 | 代表者 会計責任者 | 高僧健一 高僧義光 | 高僧政宏 高僧健一 | 平成29年3月1日 |
| 杉本正一後援会 | 南 春夫 | 代表者 | 南 春夫 | 笠嶋信夫 | 平成29年3月3日 |
| 杉本成一後援会 | 中村孝次 | 代表者 | 中村孝次 | 榊原邦雄 | 平成29年3月18日 |
| こばやし誠後援会 | 小林 誠 | 代表者 | 小林 誠 | 永源幸信 | 平成29年3月27日 |
| こまい大祐後援会 | 小間井大祐 | 主たる事務 所の所在地 | 金沢市もりの里1 丁目186番地 | 金沢市もりの里1 丁目168番地 | 平成29年3月28日 |
| いしかわ水興会 | 笹原丈光 | 代表者 会計責任者 | 笹原丈光 田 渕 一 茂 | 小川 栄 河崎 浩 | 平成29年3月31日 |
| 谷本正憲石川県 水産業界後援会 | 笹原丈光 | 代表者 会計責任者 | 笹原丈光 田 渕 一 茂 | 小川 栄 河崎 浩 | 平成29年3月31日 |

石川県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|----------------------------|--------|------------|
| 自由民主党石川県能美市能美郡第二支部 | 井出敏朗 | 平成29年2月28日 |
| 自由民主党石川県司法書士・ 土地家屋調査士支部 | 松田豊 | 平成29年3月20日 |

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-------------|--------|-------------|
| 上出栄雄作見校下後援会 | 田 渕 潔 | 平成28年8月15日 |
| 清い七尾を創る会 | 谷屋直治 | 平成28年12月15日 |

| | | |
|------------------------|-----------|------------|
| う え の 良 夫 後 援 会 | 桜 井 幸 造 | 平成29年2月26日 |
| 酒 井 悌 次 郎 能 美 市 後 援 会 | 安 田 舜 一 郎 | 平成29年2月28日 |
| 浅 野 清 利 御 宮 町 後 援 会 | 猿 谷 等 | 平成29年3月5日 |
| 宮 中 い く え 後 援 会 | 宮 中 郁 恵 | 平成29年3月6日 |
| 稲 本 孝 志 後 援 会 | 稲 本 孝 志 | 平成29年3月21日 |
| 奥 村 薫 後 援 会 | 奥 村 薫 | 平成29年3月22日 |
| 城 村 孝 一 郎 後 援 会 | 城 村 孝 一 郎 | 平成29年3月27日 |
| 元 気 な「か ほ く 市」を つ くる 会 | 城 村 孝 一 郎 | 平成29年3月27日 |
| 凱 旋 会 | 粟 森 慨 | 平成29年3月29日 |

石川県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成29年4月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(法第19条第3項第2号による届出)

| 資金管理団体の届出 をした者の氏名 | 資 金 管 理 団 体 の 名 称 | 資 金 管 理 団 体 で なくなった年月日 |
|----------------------|-------------------|---------------------------|
| 宮 中 郁 恵 | 宮 中 い く え 後 援 会 | 平成29年3月6日 |